

（経営の原則）

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

【解説】

本条は、社会福祉法人が経営を行つにあたつて念頭に置かなければならない原則について規定しているものである。

前述のように、社会福祉法人が行つている社会福祉事業の大部分は、とりわけ介護保険法の施行前においては、当該社会福祉法人が、措置という行政事務の委託を措置権者たる行政から受けて行つてはいるものであつた。そのため、社会福祉法人については、行政事務の受託者という性格が強く、社会福祉法人が自主的な判断によつて事業経営の効率性や透明性を確保しようとする環境が整つていないのが実状であった。

しかし、平成十二年改正により、今後、福祉サービスが利用者と事業者との契約によつて利用されることが基本となつてくることになれば、社会福祉法人は、福祉サービスの利用契約の当事者の一方として位置づけられ、契約の相手として利用者から選択されることとなる。そのためには、提供するサービスの質を高めつつ、事業経営の効率性を図る必要があり、自主的に経営基盤を強化していく積極的な姿勢が必要となる。よつて、社会福祉法人は、本来、民間の社会福祉事業経営者として有する自主性・自律性を回復することによって、地域におけるさまざまな福祉需要にきめ細かく対応し、あるいは制度の狭間に落ちてしまつた人々を救済していくために、創意工夫を凝らした福祉経営を行いつつ、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保を中心的に担う高い公共性を有する特別な法人類型として位置づけられるものである。このような趣旨について、「社会福祉事業の主たる担い手として」という規定ぶりで表現しているものである。

また、福祉サービスの供給基盤を確保するため、社会福祉事業の「主たる担い手」である社会福祉法人について、今後とも、税制上の優遇措置や施設・設備整備費補助金の交付を含めた各種の助成が講じられる」ととなるが、多額の公費が投入される対象であるといふ特性を有する以上、社会福祉法人は、経営に自主性が確保されるべき民間法人のなかでは、経営の透明性を確保する必要性が特に高いものと考えられる。経営の透明性を確保することは、利用者の利益の保護に資するとともに、不祥事防止の観点からも不可欠である。

以上のことから、本条では、社会福祉法人について、社会福祉事業の主たる担い手としてその事業を効率的かつ効果的に行うため、自主的な経営基盤の強化、提供する福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図らなければならないという経営上の責務を定めているものである。